

○弘前市議会基本条例

平成27年3月19日
弘前市条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会との関係（第4条－第6条）

第4章 市長等と議会との関係（第7条－第12条）

第5章 議会の機能の充実（第13条－第19条）

第6章 議会の体制整備（第20条－第22条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第23条－第25条）

第8章 他の条例との関係及び見直し手続等（第26条・第27条）

附則

弘前市議会は、日本国憲法に基づく二元代表制の趣旨を踏まえ、最大の使命である、市民福祉の向上と市勢伸展のため、市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話をを行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で活発な議論を重ねるとともに、積極的な情報公開を行い、議会運営に取り組まなければならない。

弘前市議会は、市民から信頼される議会にすべく、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会と議員の責務や活動原則等を定めることにより、議会が市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上と市勢伸展に寄与し、平和で安心して住み続けられるまちづくりを実現することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

（1） 議会は、市民を代表する議事機関として、常に公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。

- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、評価するとともに、政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (5) 市民の市政及び議会への関心が高まるよう、市民に分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (6) 議会における弘前市議会会議規則（平成18年弘前市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）等は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (4) 不断の研鑽に努め、自己の資質を高めること。
- (5) 議員間の合意形成を図り、積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (6) 議員は、自らの議会活動について、議会報告会等を通じ、市民に対する説明責任を果たすこと。

第3章 市民と議会との関係

（市民と議会との関係）

第4条 議会は、議会活動に関する情報を、市民に対し積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに議員全員協議会は、原則として公開しなければならない。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願を政策提案として受け止め、請願者から発言の申出があったときは、請願者の意見を聞く機会を設けることができる。

(議案に対する賛否の公表)

第5条 議会は、議案に対する議員の賛否の結果を、市民に公表するものとする。

(意見交換会等の開催)

第6条 議会及び議員は、市民、各種団体等との多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めなければならない。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係の保持に努める。

2 本会議及び委員会の質問等は、論点を明確にするために一問一答方式で行うことができる。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、質問の趣旨、内容の確認のための反問をすることができる。

(適正な議会費の確立)

第8条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第9条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議会の議決事件として追加することができる。

2 前項の議決事件は、弘前市議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年弘前市条例第10号）で定める。

(議会への重要政策等の説明)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の政策等との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 政策等の実施に係る財源措置

(7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(予算及び決算における説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい説明を行うよう求めるものとする。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第12条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うよう努めるものとする。

第5章 議会の機能の充実

(議会運営に関する原則)

第13条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を十分に發揮することができるよう円滑かつ効果的な運営に努め、合議制の議事機関である議会の役割を果たすものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の討議が積極的に行われるよう、議会の会議を運営しなければならない。

(議長の任務)

第14条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けての先導的な任務を果たすものとする。

2 議長の権限と役割については、法、会議規則及び弘前市議会委員会条例（平成18年弘前市条例第221号）に定めるところによる。

(会派)

第15条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、市政の調査研究を行い、市長等に対して、政策提案等を行うよう努めるものとする。

3 会派について必要な事項は、弘前市議会運営申し合わせ事項で定めるものとする。

(議員全員協議会)

第16条 議員全員協議会について必要な事項は、会議規則及び弘前市議会議員全員協議会要綱で定めるものとする。

(政務活動費)

第17条 政務活動費は、議員の審議、政策立案等の機能を強化するための調査研究その他 の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければな

らない。

- 2 議会は、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿を公表し、その使途の透明性を確保するとともに、市民に対し説明責任を果たすものとする。

(委員会の適切な運営)

第18条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努めるものとする。

- 3 委員会は、市政課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

- 4 委員会は、審査等に当たっては、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

- 3 議会は、市政課題を広い視点から捉えるため、議員に他の地方公共団体事例等を調査研究する機会を設けるよう努めるものとする。

第6章 議会の体制整備

(議会事務局)

第20条 議会は、議会活動が円滑かつ効率的に運営され、かつ、議員による政策立案及び政策提言に関する活動が活発に行われるよう、議会事務局の組織体制の整備に努める。

- 2 前項に規定する体制整備については、弘前市議会事務局設置条例（平成18年弘前市条例第222号）及び弘前市議会事務局処務規程（平成18年弘前市議会訓令第1号）で定める。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

- 2 議会図書室の管理について必要な事項は、弘前市議会図書室規程（平成18年弘前市議会訓令第2号）に定めるものとする。

(議会広報の充実)

第22条 議会は、市民に議会と市政への関心を持たれるよう、多様な広報手段を活用し、議会広報活動の充実に努めなければならない。

2 議会は、議会広報活動の充実のため、議員で構成する議会広報のための委員会を設置するものとする。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理に関しては、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数)

第24条 議員定数は、弘前市議會議員定数条例（平成24年弘前市条例第34号）で定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点を含め、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

3 議員定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題について類似市等と比較検討するとともに、多様な市民意思を十分に反映でき、かつ合議制の機関として活発な議論が可能となるよう、総合的な観点から決定するものとする。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）で定める。

2 議員報酬は、その額が議員の職務及び職責に見合うよう、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）に定める弘前市特別職報酬等審議会の意見を尊重し、適時に見直しするものとする。

第8章 他の条例との関係及び見直し手続等

(他の条例との関係)

第26条 議会は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、市民に対して、市民を代表する合議制の機関としての責務を果たさなければならない。

3 議会は、この条例の理念を浸透させ、当該理念を遵守した議会活動を行うため、当該条例の理念及び規定内容の確認を行う機会を設けるものとする。

(検証及び見直し手続)

第27条 議会は、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証し、必要に応じてこの条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。